

第31回

インターネット上での商売と
訪問販売法との関係

ご挨拶

8月号の佐藤弁護士に続き、当連載に初登場の高崎です。近頃は、主にソフト会社やシステム会社の相談業務に携わっています。本誌の愛読者の方々には共感していただけないかもしれませんが、PCに関する用語は英語の発音そのままのカタカナ表記や英単語の頭文字の組み合わせが大部分で、まったく「語感」というものがありません。PCのさらなる普及を目指すのであれば、表意文字である漢字を活用した語感のある訳語を作ったらよいと思うのですが、いかがでしょうか。ということで、『隅より始めよ』の故事にならい、本稿では、通常はカタカナ表記するものをできるだけ漢字とひらがなを使用して表記してみました。なお、理解の便宜のため、カタカナ表記の言葉を漢字とひらがなを使用して表記するのは、その言葉の最初の使用時のみとし、2回目以降は通常のカタカナ表記といたします。

それでは、今月の質問にまいりましょう。

Q.

私は、ディスカウントストアを経営している者です。これまで、値引きと広告を中心に、エリアを限った商売をしてきましたが、販売拡大のために、インターネット上でホームページを開設して、電子メールで注文を受け付けようと思うのですが、法律的にはどんな規制や問題があるのでしょうか。(ディスカウントストア経営52歳)

A.

考え方の筋道

電腦世界網 [インターネット] が普及してくるにしたがって、単なる広告塔としての自己宣伝欄 [ホームページ] 開設の域を越えて、金儲け [ビジネス] における本格的な利用法が真剣に模索されています。一般の方が商売上の利用方法としてまず思いつくのが、遠隔地販売

の媒体として使用する方法だと思えます。従来の通信販売の延長で比較的わかりやすい方法ですね。商売をしていない一般の方でも、これまでは雑誌の「売ります買います」の欄で個人売買と呼ばれていた方法の代わりに、インターネットで売買に関する情報を手に入れたいとか発信したいか思っている方は多いのではないのでしょうか。従来の通信販売と比較すると、手間をかけずに安い費用で立ち上げが可能であることが魅力といえます。

さて、インターネット上の物品の販売というと、(あ)インターネットに接続された、当該販売主体が管理する電腦情報供給機 [サーバー] 上で、自らが販売する商品に関する情報に公衆が接続でき、かつ、公衆が当該サーバーへの情報の送信によって商品または役務の注文をできる手段を提供する場合

(い) 当該販売主体以外にも、他の業者を入れる場合(電腦商店街 [モール])

(う)(あ) または (い) で海外にサーバーを設置する場合

が考えられます。本稿では、質問者ご自身が値引商店 [ディスカウントストア (以下、「DS」)] を経営されているということですから、質問の趣旨を(あ)と解釈させていただきます。

また、質問者の意図する商売は、次のように進んでいくものと想定します。

インターネットのホームページ上に商品の名前と値段の一覧表を掲示する。

いくつかの商品については写真を掲示する。ホームページを見た消費者が、DSに対し、掲載された商品を番号等で特定して電子手紙 [電子メール] で購入申し込みをする。

DSが注文を受けた顧客に対して商品を配送する。

決済方法はクレジットカードまたは現金での支払いとする。

1. インターネット上での物品の
販売に対する法規制

基本的には、インターネット上での物品の販売は「通信販売」になるでしょう。まず、イン

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 高崎玄太郎

Gentaro Takasaki

<http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

ターネット上での物品の販売が「通信販売」に該当するのかを、次に、「通信販売」に対してどのような規制があるかを検討し、その後、インターネット上での物品の販売に独自の問題があるかどうかを調べてみましょう。

1.1 「通信販売」とは

「通信販売」とは、

販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法（以下、「郵便等」）により売買契約または役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品もしくは指定権利の販売又は指定役務の提供であって、電話勧誘販売に該当しないものをいいます（訪問販売等に関する法律（以下、「訪問販売法」）2条2項）。

要は、販売者と購入者が直接顔を合わせないで、郵便等による申し込みにより成立する商品の売買契約または役務提供契約（例：美体構築業者〔エステティックサロン〕、役務提供契約は、何かをする義務を負う契約）です。ただし、直接顔を合わせない契約であっても、販売者が電話で勧誘し、その後契約書などを送付する形で契約が成立するものは、電話勧誘販売（訪問販売法2条3項）になります。

1.2 インターネット上で物品を販売することが「通信販売」にあたるか

インターネット上で電子メールで購入申し込みを受けて、物品を売ることが「通信販売」に該当するかどうか、1.1の各要件を検討してみましょう。

(1) の検討

「販売業者又は役務提供事業者」とは、販売または役務の提供を業として営む者の意味であり、「業として営む」とは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいうと解されています^[0]。ですから、DSは「販売業者」に該当します。

「指定商品」、「指定権利」および「指定役務」は、それぞれ、訪問販売等に関する法律施行令（昭和51年11月24日政令295号、以

下、「政令」）別表1、2および3に規定されています。これらは、家電製品や日用品などDSで通常販売されている商品をほとんど網羅しています。ですから、DSで販売されている商品は、ほぼ例外なく「指定商品」に該当するでしょう。

(2) の検討

「郵便その他の通商産業省令で定める方法」とは、郵便、電報、預金または貯金の口座に対する払い込みのほか、「電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器又は情報処理の用に供する機器を用する方法」を含むとされています（訪問販売等に関する法律施行規則（昭和51年12月3日通商産業省令89号、以下、「通産省令」）2条）。「情報処理の用に供する機器」とは、PCなどであり、パソコン通信やインターネットにより申し込みを行うものがこれにあたり解されています^[0]。ですから、電子メールによる申し込みも「郵便その他の通商産業省令で定める方法」に該当します。

(3) の検討

本件相談は、インターネット上の広告により電子メールで購入申し込みを受け付ける形式ですから、電話勧誘取引には該当しません。

(4) 結論

以上により、DSによるインターネット上で物品の販売は「通信販売」に該当します。

2. 通信販売に対する規制の根拠となる法律

通信販売に対する規制は、訪問販売法に規定されています。まずは、訪問販売法の全体像を概観してみましょう。

2.1 訪問販売法の全体像

脚注

[0] 通商産業省産業政策局消費経済課編「平成9年版訪問販売等に関する法律の解説」（財産法人通商産業調査会出版部1997年。以下、「解説」と表記する）39ページ。

[0] 解説50ページ。

訪問販売法は、購入者などの利益を保護し、併せて商品の流通を適正かつ円滑にすることを目的として（訪問販売法1条）次の取引に規制を加えています。

(1) 訪問販売（訪問販売法2条1項および3条から7条）

積極外交販売担当者〔セールスマン〕が消費者の自宅を訪問して物を販売する場合です。その他、営業所以外の場所で購入者を勧誘して営業所内に連れてきて営業所内で契約する、いわゆる呼止捕獲販売〔キャッチセールス〕も訪問販売とされています（訪問販売法2条1項2号）。

(2) 通信販売（訪問販売法2条2項および3条から9条の3まで）

いわゆる商品一覧表〔カタログ〕販売です。

(3) 電話勧誘販売（訪問販売法2条3項および9条の4から9条の13まで）

電話で商品の勧誘を行い、購入を承諾した消費者にすぐに契約書と商品説明書を送付し、契約書を郵便で回送させる場合です。

(4) 連鎖販売（訪問販売法11条から17条まで）

いわゆる「マルチ商法」または「マルチマイナー商法」です。大まかにいうと、ねずみ講に類似した仕組みで、商品を転売してその転売代金から上納金を抜いて先順位の者に分配する場合です。本稿の質問とは直接関係ありませんので、詳しいことは省略します。

(5) ネガティブオプション（訪問販売法18条）

「ネガティブオプション」とは、購入の申込みをしていない者に一方的に商品を送りつけ、相手方から商品の返送又は購入しない旨の通知がない限り勝手に購入の意思ありとみなしてその代金の請求をする場合をいいます。極めて押し売りに近い商法というところでしょう。

3.「通信販売」に対する訪問販売法上の規制

広告規制一般（訪問販売法8条）、誇大広告禁止（同8条の2）および承諾等の通知義務（同9条）からなります。

3.1 広告規制一般

3.1.1 表示義務

訪問販売法8条⑩及び通産省令8条により、事業者は通信販売をする場合には次の事項を表示しなければならないとされています。

(1) 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）。

商品の送料を表示するときは、金額をもって表示しなければなりません（通産省令8条）。「送料実費」といった表示は許されませんが、

地域別、重量別に送料が分かれている場合は、広告スペース上の制約もあり、最高と最低の表示、平均送料の表示、一例の表示など実情に合った方法で消費者が送料をおおむね認識できるものであれば構いません⑩。

したがって、ホームページに送料のコーナーを設けて、主な商品ごとまたは重量別の送料一覧表を掲示するとよいでしょう。送料一覧表は宅配便業者のものが参考になるでしょう。

【例】下の【3.3.1(1)の例】表参照

(2) 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払いの時期及び方法

支払い方法としては、代金引き換え、商品到着後の振り込み、クレジットカードによる支払いなどが考えられますが、ホームページに支払い方法のコーナーを設けて、可能な支払い方法の種類と支払い時期を掲示するとよいでしょう。

【例】代金の支払い方法は、現金でのお支払いと、クレジットカードでのお支払いとを選べます。購入申し込みメールの、ご希望のお支払い方法の欄をクリックして指定してください。現金でのお支払いの場合は品物をお届けの際に代金引き換えとなります。

(3) 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

商品の引渡し時期は期間又は期限をもって表示しなければなりません（通産省令8条）。

通信販売、特に前払い式通信販売の場合には、申し込んでいつ商品が引き渡されるかわからないと購入者の地位は不安定になりますので、商品の引渡し時期は、たとえば「日以内」とか「月日まで」のように明確に表示しなければなりません。

【例】商品は、お申し込みをいただいた日から2週間以内に到着いたします。万一到着しない場合は、誠に恐れ入りますが、弊社までフリーダイヤル(0120-xxxx)にてご連絡ください。

(4) 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその引き取りまたは返還についての特約に関する事項（その特約がない場合には、その旨⑪）

通常の通信販売において、『〇日以内であれば返品可能。ただし、送料はお客様のご負担となります。』という表示をよく見かけますが、これが、引き取り又は返還についての特約に関する事項にあたります。このような特約条項を規定するかどうかは経営判断になりますが、一定期間中の返品を可能とする特約条項が、消費者に対し、仮に実物を見て思っていたのと違う変な物だったら返品できるから安心して購入できるという印象を与えることは軽視できないでしょう。

【例】万一、お届けした商品がお気に召さないときは、商品をご使用にならずに、10日以内に、弊社宛にご返送ください。送料はお客様のご負担となります。支払い済みの代金は、お客様のご指定の口座への振り込みにより返金させていただきます。なお、食品、歯ブラシ、歯みがき、洗剤等の商品につきましては、商品の性質上、開封なされた商品の返品をお断りするこ

脚注

【⑩】訪問販売法8条全文

（通信販売についての広告）

販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、通商産業省令の定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれていない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払いの時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 商品の引渡し又は権利の移転後におけるその引き取り又は返還についての特約に関する事項（その特約がない場合には、その旨）
- 五 全各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

【3.3.1(1)の例】

重さ	北海道	東北	関東	北陸	東海	関西	中国	九州
2Kg未満 電話機	1020円	710円	510円	510円	510円	710円	820円	1020円
2Kg以上3Kg未満 電気エアポット	1180円	870円	630円	630円	630円	870円	980円	1180円
3Kg以上5Kg未満 掃除機	1340円	1030円	750円	750円	750円	1030円	1140円	1340円
5Kg以上10Kg未満 小型テレビ	1420円	1110円	810円	810円	810円	1110円	1220円	1420円
10Kg以上20Kg未満 ペットボトル1箱	1500円	1190円	870円	870円	870円	1190円	1300円	1500円
20Kg以上30Kg未満 洗濯機	1800円	1340円	950円	950円	950円	1340円	1500円	1800円
30Kg以上 冷蔵庫	2000円	1460円	1010円	1010円	1010円	1460円	1650円	2000円

商品はおおまかな重さの目安です

とがあります。

(5) 通産省令7条が定める次の事項

販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及び住所

申し込みの有効期間があるときは、その期限
訪問販売法8条1号に定める金銭以外の購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額^⑩
商品に隠れた瑕疵（きずや欠点）がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

商品の販売数量の制限その他の特別の商品もしくは権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

広告の表示事項の一部を表示しない場合であって、訪問販売法8条但し書の書面を請求した者に当該書面に係る金銭を負担させるときは、その額

【例】この商品につきましては、お一人様につき2箱までとさせていただきます。

3.1.2 例外

当該広告に、請求により前記3.1.1の事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示する場合^⑪には、その一部を表示しないことができます（訪問販売法8条但し書）。

もっとも、一部を表示せずに部分表示を行う場合、消費者に誤解を生じさせるおそれが生じますから、省令9条は、次のとおり省略基準を定めています。

(1) 販売価格、送料など購入者などの負担すべき金銭は、それらの全部を表示するか、あるいは全部を表示しないかのどちらかであり、一部の表示をすることはできません。

(2) 販売価格、送料など購入者等の負担すべき金銭の全部を表示しない場合であっても、申し込みの有効期限、販売数量の制限など特別の販売条件又は役務の提供条件及び請求により送付するカタログなどの書面が有料のときのその額は省略することができません。その他の表示事項はすべて省略することができます。

脚注

【⑩】平成8年11月18日通商産業大臣官房商務流通審議官他発各都道府県知事宛て通達「訪問販売等に関する法律等の施行について」の表示例

<例1> 最低送料と最高送料の表示の場合
送料****円（東京）～****円（沖縄）

<例2> 平均送料の表示
送料****円（約**%の範囲内で地域により異なります。）

【⑪】返品を認めないときは「返品不可」などと表示しなければなりません。ただし、新品の販売で商品に瑕疵がある場合には、当然に完全な品物を納付する義務を負います。

【⑫】訪問販売法通達の具体例によれば、次の通りです。

<例1> 販売価格 *****円
送料 *****円
工事費 *****円
梱包料 *****円

【⑬】「請求次第カタログ送付」などの簡単な表示でも、取引内容等についての事項が表示されている書面である旨と請求に応じて遅滞なく送付する旨が分かるものであれば差し支えありません（解説139ページ）。

【⑭】取り引きの実態からみて「1週間程度」とされています（解説141ページ）。

(3) 販売価格、送料など購入者などの負担すべき金銭の全部を表示する場合は、申し込みの有効期限、販売数量の制限など特別の販売条件又は役務の提供条件及び請求により送付する書面が有料のときは、その額については省略することができません。その他の事項は次に該当する場合を除きすべて省略することができます。

(a) 商品代金または役務の対価が前払いの場合

(b) 契約の申し込みを受けた後、遅滞なく^⑯商品を送付などしない場合

(c) 商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合

【3.1.1の事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示例】商品や価格についての詳しい内容を記載したカタログをご希望のお客様には、ご請求があり次第、カタログをご送付いたします。

3.1.3 3.1.2における訪問販売法8条但し書の適用場面

訪問販売法8条但し書は、広告スペースが限定されているような場合を念頭においた規定です。ホームページを開設して本格的な通信販売をする場合には、無用のトラブルを避けるために、本規定による省略をされないことをおすすめします。この規定は、ホームページを簡

易なものにして、ホームページをお客様からのカタログ送付の希望を受け付ける窓口としてのみ利用しようとする場合に利用されるのがよいでしょう。

3.1.4 罰則

広告規制一般の違反については罰則はありません。

今月は、訪問販売法の概要、訪問販売法上の通信販売に関する広告規制一般等についての解説でした。来月は、

1. その他の誇大広告規制
 2. クレジットカードを使用する場合の問題点
 3. モールを運営する場合の基礎的な注意事項等
- について解説します。

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp